

○福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例

令和二年十月六日

福岡県条例第四十二号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例をここに公布する。

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 個体等の取扱いに関する規制

第一節 個体等の所有者等の義務等（第十一条・第十二条）

第二節 個体の捕獲等及び個体等の所持等の禁止（第十三条—第二十二條）

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者等の義務等（第二十三条・第二十四条）

第二節 生息地等保護区（第二十五条—第三十二条）

第四章 保護回復事業（第三十三条—第三十八条）

第五章 外来種に関する施策（第三十九条—第四十一条）

第六章 推進体制の整備等（第四十二条—第四十七条）

第七章 雑則（第四十八条—第五十条）

第八章 罰則（第五十一条—第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「希少野生動植物種」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの

- 二 その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
  - 三 その種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
  - 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
  - 五 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの
- 2 この条例において「指定希少野生動植物種」とは、第九条第一項の規定により指定された希少野生動植物種をいう。
- 3 この条例において「事業者」とは、県内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 4 この条例において「県民等」とは、県民、滞在者及び旅行者をいう。
- 5 この条例において「保護回復事業」とは、指定希少野生動植物種の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の数を維持し、又はその個体の繁殖を促進するための事業、その生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系を保全し、又は再生するための事業その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。
- 6 この条例において「外来種」とは、野生動植物が本来有する移動能力を超えて、意図的又は非意図的を問わず、人為により自然分布域の外の地域に導入された種をいう。

（県の責務）

第三条 県は、野生動植物の種が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物種の保護に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、希少野生動植物種の保護の必要性について、事業者及び県民等の理解を深めるため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる希少野生動植物種の個体の生息又は生育の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるとともに、県又は市町村が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民等の責務）

第五条 県民等は、希少野生動植物種の保護に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（開発等における配慮）

第六条 事業者及び県民等は、土地の開発その他の希少野生動植物種に影響を及ぼすと認められる行為を行うに当たっては、希少野生動植物種の保護について配慮しなければならない。

(財産権の尊重等)

第七条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(希少野生動植物種保護基本方針)

第八条 知事は、希少野生動植物種の保護のための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 希少野生動植物種の保護に関する基本構想
- 二 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
- 三 指定希少野生動植物種の個体及びその器官（規則で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（規則で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
- 四 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- 五 保護回復事業に関する基本的な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保護に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、福岡県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(指定希少野生動植物種の指定等)

第九条 知事は、希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、指定希少野生動植物種として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条、次条及び第十七条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公示し、その案（次項及び第五項において「指定案」という。）を当該公示の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公示があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、指定案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に

関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

8 知事は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

9 第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。  
(指定の提案)

第十条 県民、事業者及びこれらの者が組織する団体は、規則で定めるところにより、指定を行うよう知事に提案することができる。

## 第二章 個体等の取扱いに関する規制

### 第一節 個体等の所有者等の義務等

(個体等の所有者等の義務)

第十一条 指定希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品(以下「個体等」という。)の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物種を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第十二条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

### 第二節 個体の捕獲等及び個体等の所持等の禁止

(捕獲等の禁止)

第十三条 指定希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号。以下「法」という。)第九条に規定する国内希少野生動植物種等を除く。次条、第十七条第二項及び第二十条において同じ。)の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合

三 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第十四条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 捕獲等によって指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

三 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 知事は、第一項の許可をする場合において、その捕獲等に係る許可の有効期間を定めるものとする。

5 知事は、第一項の許可をする場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

6 知事は、第一項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

7 第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

8 第一項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第六項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

9 第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第六項の許可証又は第七項の従事者証を携帯しなければならない。

10 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等の届出)

第十五条 指定希少野生動植物種について、法第十条第一項の許可を受けた者又は法第四十

六条第二項の確認若しくは同条第三項の認定を受けた保護増殖事業として捕獲等をする者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(捕獲許可者に対する措置命令等)

第十六条 知事は、第十四条第一項の許可を受けた者が同条第十項の規定に違反し、又は同条第五項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第十四条第一項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(所持等の禁止)

第十七条 捕獲等をされた指定希少野生動植物種の個体等は、所持をしてはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- 一 指定の効力を生じる前に捕獲等されたものを所持している場合
- 二 第十三条各号又は法第九条各号のいずれかに該当して所持をしている場合
- 三 法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等として所持をしている場合

2 第十三条の規定に違反し、又は同条第一号若しくは第三号に該当して捕獲等をされた指定希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。ただし、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(所持の届出)

第十八条 第十四条第一項若しくは法第十条第一項の許可を受けた者が許可の期間を超えて、その捕獲等に係る個体等の所持をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出て、届出受領証の交付を受けるものとする。

(所持をしている者に対する措置命令)

第十九条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第十七条第一項の規定に違反して所持をしている者に対し、当該違反に係る個体等を知事又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(陳列又は広告の禁止)

第二十条 第十三条の規定に違反し、又は同条第一号若しくは第三号に該当して捕獲等をされた指定希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をし

てはならない。

(陳列又は広告をしている者に対する措置命令)

第二十一条 知事は、前条の規定に違反して陳列又は広告をしている者に対し、陳列又は広告の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第二十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十四条第一項の許可を受けている者、指定希少野生動植物種の個体等の所持をしている者又は販売若しくは頒布をすすめる目的で指定希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をしている者に対し、指定希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等、所持若しくは陳列又は広告に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第三章 生息地等の保護に関する規制

#### 第一節 土地の所有者等の義務等

(土地の所有者等の義務)

第二十三条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第二十四条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

#### 第二節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第二十五条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを生息地等保護区として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3 知事は、指定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公示し、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第七項において「指定案」という。）並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を当該公示の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 前項の規定による公示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧する期間満了の日までに、指定案について、知事に意見書を提出することができる。
- 7 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 8 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公示しなければならない。
- 9 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 10 知事は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 11 第四項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。  
この場合において、第八項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
- 12 生息地等保護区の区域内（次条第四項第九号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法で

その行為をしなければならない。

(管理地区)

第二十六条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

3 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定について、同条第四項、第八項及び第九項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第八項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第二項中「指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは第一項の規定による指定については「指定の区域」と、同条第五項中「指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案(次項及び第七項において「指定案」という。 )並びに指定の期間(第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。 ) 」とあるのは第一項の規定による指定については「指定の区域の案」と、同条第六項及び第七項中「指定案」とあるのは第一項の規定による指定については「指定の区域の案」と、同条第八項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針並びに指定の期間(第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。 ) 」とあるのは第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及び指定の区域並びにその区域ごとの期間」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

4 管理地区の区域内(第九号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第二十九条第一項及び第三十条第一項において同じ。 )においては、次に掲げる行為(第十一号から第十五号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。 )は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。 )の形質を変更すること。
- 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - 六 木竹を伐採すること。
  - 七 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
  - 八 当該生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種と同種の個体(生息地等保護区の区域外に生息し、又は生育しているものに限る。)を区域内に放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
  - 九 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
  - 十 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - 十一 第七号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
  - 十二 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
  - 十三 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
  - 十四 火入れ又はたき火を行うこと。
  - 十五 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
  - 6 知事は、前項の申請に係る行為が前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第四項の許可をしないことができる。
  - 7 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四項の許可に条件を付することができる。
  - 8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して三月以内に知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第四項の規定は、適用しない。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- 三 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの
- 四 法第三十七条第四項の許可を受けて行う行為（知事に届け出たものに限る。）

10 前項第一号に掲げる行為であって第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

（立入制限地区）

第二十七条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第三十一条第二項において同じ。）の同意を得なければならない。

3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除するよう求めたとき又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
- 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合
- 四 法第三十八条第四項第三号の許可を受けて立ち入る場合（知事に届け出たものに限る。）

5 第二十五条第八項及び第九項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第二十五条第八項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは、

「第二十七条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(監視地区)

第二十八条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分(次条第一項及び第三十条第一項において「監視地区」という。)の区域内において第二十六条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があった場合において届出に係る行為が第二十五条第二項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日(三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日(第三項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- 二 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- 三 第二十五条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為(措置命令等)

第二十九条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第二十六条第四項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項の規定に違反した者、第二十六条第七項(第二十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に

違反した者、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第三十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第二十六条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第三十一条 知事は、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第三十二条 県は、第二十六条第四項の許可を受けることができないため、同条第七項の規

定により条件を付されたため又は第二十八条第二項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失の補償をする。

#### 第四章 保護回復事業

##### (保護回復事業計画)

第三十三条 知事は、保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護回復事業の事業計画（以下「保護回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 保護回復事業計画は、保護回復事業の対象とすべき指定希少野生動植物種ごとに、保護回復事業の目標、保護回復事業が行われるべき区域及び保護回復事業の内容その他保護回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、保護回復事業計画を定めたときは、その概要を公表し、かつ、その保護回復事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、保護回復事業計画の変更について準用する。

##### (認定保護回復事業等)

第三十四条 県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護回復事業を行うものとする。

2 市町村は、その行う保護回復事業について、その事業計画が保護回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けることができる。

3 国及び市町村以外の者は、その行う保護回復事業について、その者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護回復事業の事業計画が保護回復事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第三十六条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第三十五条 認定保護回復事業等（県の保護回復事業、前条第二項の確認を受けた保護回復事業及び同条第三項の認定を受けた保護回復事業をいう。以下この条において同じ。）は、保護回復事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護回復事業等として実施する行為については、第十三条、第十七条第一項、第二十六条第四項及び第十項、第二十七条第四項、第二十八条第一項並びに第四十八条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護回復事業等として実施

される給餌設備その他の保護回復事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

- 4 知事は、前条第三項の認定を受けて保護回復事業を行う者に対し、その保護回復事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十六条 第三十四条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護回復事業を行う者は、その保護回復事業を廃止したとき又はその保護回復事業を保護回復事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第三十四条第二項の確認又は同条第三項の認定を取り消すものとする。
- 3 知事は、第三十四条第三項の認定を受けた保護回復事業が保護回復事業計画に即して行われていないと認めるとき又はその保護回復事業を行う者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(土地への立入り等)

第三十七条 知事は、保護回復事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 5 知事は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を県の公報で公示しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は公示の日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、当該通知が相手方に到達したものとみなす。

(損失の補償)

第三十八条 県は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

## 第五章 外来種に関する施策

(外来種を放つこと等の禁止)

第三十九条 何人も、県内における地域（湖沼、河川及び沿岸域を含む。）の在来種を圧迫し、生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある外来種（以下「侵略的外来種」という。）の個体をみだりに放ち、若しくは植栽し、又はその種子をまいてはならない。

(外来種からの指定希少野生動植物種の保護)

第四十条 県は、侵略的外来種のうち指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすものの個体数の低減、生息地又は生育地の縮小その他指定希少野生動植物種の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来種に関する調査、研究及び情報提供)

第四十一条 県は、希少野生動植物種を保護するため、県内における外来種の個体の生息又は生育の状況、生息地又は生育地の状況、希少野生動植物種の個体の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査し、情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、外来種が希少野生動植物種の個体の生息又は生育に及ぼす影響について、県民等及び事業者の理解が深まるよう、その情報を提供するものとする。

## 第六章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第四十二条 県は、希少野生動植物種の保護に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(取締りに従事する職員)

第四十三条 知事は、指定希少野生動植物種を保護するため、その指定する職員に第十二条、第十六条第一項、第十九条、第二十一条、第二十二條第一項、第二十四条、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(希少野生動植物種保護推進員)

第四十四条 県に、希少野生動植物種保護推進員を置くことができる。

2 希少野生動植物種保護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 希少野生動植物種が置かれている状況及びその保護の重要性について啓発をすること。

二 希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。

三 指定希少野生動植物種の個体等の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ指定希少野生動植物種の保護のため必要な助言をすること。

四 希少野生動植物種の保護のために県又は市町村が行う施策に必要な協力をすること。

3 希少野生動植物種保護推進員が指定希少野生動植物種の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、第十三条の規定は、適用しない。

(国及び市町村等との連携)

第四十五条 県は、希少野生動植物種の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関と協力し、その推進に努めるものとする。

2 県は、この条例の施行に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等及び事業者等の自発的な活動の促進)

第四十六条 県は、希少野生動植物種の保護に関する施策の実施に当たっては、県民等、事業者又はこれらの者が組織する団体と協力するとともに、これらのものが自発的に行う希少野生動植物種の保護に関する活動を促進するため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究及び情報提供)

第四十七条 知事は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について、調査及び研究を行い、その成果の活用を努めるものとする。

2 県は、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない範囲内において、前項の規定による調査及び研究の成果その他希少野生動植物種に関する情報を県民等及び事業者に提供するものとする。

## 第七章 雑則

(国等に関する特例)

第四十八条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)が行う事務又は事業については、第十二条、第十三条、第十七条、第二十四条、第二十六条第四項及び第十項、第二十七条第四項、第二十八条第一項、第二十九条第一項並びに第三十条第一

項及び第二項の規定は、適用しない。

- 2 国等は、第十三条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき又は第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議しなければならない。
- 3 国等は、第二十六条第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき又は同条第十項若しくは第二十八条第一項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(農林漁業等への配慮)

第四十九条 県は、生息地等保護区に関する規定の適用に当たっては、当該保護区に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(規則への委任)

第五十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第八章 罰則

(罰則)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条、第十七条又は第二十六条第四項の規定に違反した者
- 二 第十六条第一項、第十九条又は第二十九条第二項の規定による命令に違反した者

(令七条例一・一部改正)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第五項又は第二十六条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 二 第二十一条の規定による命令に違反した者
- 三 第二十七条第四項の規定に違反した者

(令七条例一・一部改正)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条又は第二十八条第五項の規定に違反した者

二 第二十七条第五項において準用する第二十六条第七項の規定により付された条件に違反した者

三 第二十八条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

四 第二十八条第二項の規定による命令に違反した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第九項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

二 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第三十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第三十一条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一章の規定は、公布の日から施行する。

(令和二年規則第六九号で令和三年五月一日から施行)

(経過措置)

2 指定希少野生動植物種の指定の際現に当該指定希少野生動植物種の個体等の所持をしている者(国等は除く。)は、当該指定の日から起算して一年以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 前項の規定により届出を行った者は、当該届出に係る個体等について、届出受領証の交付を受けることができる。

附 則（令和七年条例第一号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。